

●会計年度任用職員（障害者を対象とした募集）

公開日	令和6年5月14日 火曜日		
区 分	教員業務支援員	県立学校において、授業準備や採点業務など教員が行う業務のうち、専門的な知識や技能を要しないもの（配布物の印刷や仕分け、備品整理、データ入力、学校行事の準備補助など）に従事する。	
	司書助手	県立学校において、主として学校図書館業務に従事するほか、教職員が行う業務の補助業務に従事する。	
	事務補助員	教育委員会事務局、教育機関又は県立学校において、教職員が行う業務の補助業務に従事する。	
	事務補助員(短時間)	教育委員会事務局、教育機関又は県立学校において、教職員が行う業務の補助業務に従事する。	
	庁舎管理等補助業務(短時間)	県立学校において、校舎等の庁舎管理、建物や備品等の簡易修繕、樹木剪定等の補助業務に従事する。	
人 数	教員業務支援員	3名程度	
	司書助手	3名程度	
	事務補助員	4名程度	
	事務補助員(短時間)	2名程度	
	庁舎管理等補助業務(短時間)		
報酬等 (見込)	教員業務支援員	月額 151,097～155,292 円(週 35 時間勤務の場合)	
	司書助手	日額 6,167 円～6,337 円(1日 6 時間勤務の場合)	
		日額 6,681 円～6,865 円(1日 6 時間 30 分勤務の場合)	
		日額 7,195 円～7,394 円(1日 7 時間勤務の場合)	
		日額 7,709 円～7,922 円(1日 7 時間 30 分勤務の場合)	
	事務補助員	月額 151,097～155,292 円(週 35 時間勤務の場合)	
	事務補助員(短時間)	月額 86,341 円～88,738 円(週 20 時間)	
	庁舎管理等補助業務(短時間)	月額 86,341 円(週 20 時間)	
	通勤手当		
	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等による通勤の場合 月額 30,700 円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費支給 		
期末手当(6月以上の任期で基準日に在職し、週 15 時間 30 分以上勤務する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月期及び 12 月期に報酬月額 の 1.225 ヶ月分 ※ただし、基準日以前6か月間の在職日数に応じて支給額の割落としあり			
勤勉手当(6月以上の任期で基準日に在職し、週 15 時間 30 分以上勤務する場合に支給) <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月期及び 12 月期に報酬月額 の 1.025 ヶ月分 ※ただし、基準日以前6か月間の在職日数に応じて支給額の割落としあり			
任用期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日 ※令和6年6月1日以降に採用となる場合もありますし、採用されない場合もあります。		
勤務時間	教員業務支援員	1週間につき 10 時間～35 時間、原則週5日	
	司書助手	1週間につき 30～37.5 時間、週5日以内	
	事務補助員	1週間につき 30 時間～35 時間、原則週5日	
	事務補助員(短時間)	1週間につき週 20 時間	
	庁舎管理等補助業務(短時間)		
	※業務の都合により土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。		

勤務場所	教員業務支援員	県内の県立高等学校・中学校又は特別支援学校
	司書助手	県内の県立高等学校・中学校又は特別支援学校
	事務補助員	香川県教育委員会事務局、教育機関又は県内の県立高等学校・中学校、特別支援学校
	事務補助員(短時間)	香川県教育委員会事務局、教育機関又は県内の県立高等学校・中学校、特別支援学校
	庁舎管理等補助業務(短時間)	県内の県立高等学校・中学校又は特別支援学校
問合せ先	香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ 担当:谷本 TEL 087-832-3751	
募集期間	令和6年5月14日(火)～令和6年5月23日(木)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳などで障害の内容及び程度が確認できる者に限ります。 ●地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」として任用されます。 ●次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ●応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。 ●面接による選考を行います。面接選考は、令和6年5月26日(日)の午前中(応募者が多数の場合は、午後になる場合があります。)に香川県天神前分庁舎(高松市天神前6-1)にて行う予定です。詳しい時間等については、応募締切後、電話又はメールにて御連絡いたします。 	